

**「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」及び
「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」の改正について**

改正の主なポイント

- (1) SIP 予算の執行を担う国立研究開発法人の呼称を「管理法人」から「研究推進法人」に変更。
- (2) 「研究推進法人」の対象に、国立研究開発法人以外の独立行政法人を加える。
- (3) 令和4年度に限り、当年度の次期 SIP のフィージビリティスタディを行う研究推進法人において、SIP と SIP 以外の業務を兼務する職員について、当該職員の人件費のうち SIP に係るものについては SIP の事業費を当てることも可能とする。
- (4) その他、組織改正等に伴う必要な改正を実施。